

平成26年第3回姫路市議会定例会

経済委員会資料

【報告関係】

- 報告事項 1 (仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化 及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)に関するパンフレット
資料 1 (P 1)
- コメント(市民意見)の募集結果について
資料 2 (P11)

- 報告事項 2 環境審議会の答申について
資料 2 (P11)
- (参考資料) (仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化 及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)
別冊

(仮称) 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び
紛争の予防、調整に関する条例骨子 (案) に関する
パブリック・コメント (市民意見) の募集結果について

1 パブリック・コメントの概要

(1) 公表資料

- ・ (仮称) 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子 (案) の概要
- ・ 廃棄物処理施設設置時における手続の新旧比較表
- ・ (仮称) 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子 (案)

(2) 資料の公表日

平成 26 年 7 月 1 日 (火曜日)

- ※ ホームページへの掲載のほか、市の機関 (産業廃棄物対策課、市政情報センタ
ー、各地域事務所、各支所及び駅前市役所) への資料設置により意見を募集

(3) 意見の募集期間

平成 26 年 7 月 1 日 (火曜日) ～平成 26 年 7 月 31 日 (木曜日)

(4) 募集結果

意見提出者と意見の数 36 通 72 件

(5) 意見の内容

意見のあった項目	件数
第一章 総則	10
第二章 事前相談票及び事業計画書	5
第三章 事業計画の周知	20
第四章 合意の形成	2
第五章 手続の終了	15
第六章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員	3
その他	17
総件数	72

2 提出された市民意見とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

3 修正した項目 なし

資料1 別紙

No	項目		提出された市民意見(要旨)	件数	市の考え方
1	第一章	2 定義	関係地域の具体的な範囲について、どこまでが対象になるのか明記されたい。	7	関係地域については、他行政の規定を参考に、施設の種類毎に一定の距離を条例規則中に定めるとともに、事業計画書に添付する「生活環境影響調査結果書」の内容によりその範囲を拡大できる規定とすることを予定しています。
2	第一章	2 定義	関係地域の説明で、生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域とあるが、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるのなら、このような事業は行ってはいけないのではないのか。 生活に支障を与えるような施設は設置してほしくない。 また、影響があるか否かについては、誰が、どのように決めるのか。影響がどこまでの範囲に及ぶのかを行政が責任をもって事前に調査をするよう明記して欲しい。	1	廃棄物処理法や自動車リサイクル法では、処理施設等の設置等にあたり、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることが必要となっています。 なお、生活環境保全上への影響について客観化を図るため、事業計画書に「生活環境影響調査結果書」の添付を求めることとしています。
3	第一章	2 定義	平成26年7月29日の最高裁判決の考え方を反映されたい。	2	当該判例については、産業廃棄物最終処分場に対する生活環境影響調査の対象地域内の住民に、裁判を起こす資格(原告適格)があるとの判断を示したのですが、今回制定しようとする条例において、関係地域については、他行政の規定を参考に、施設の種類毎に一定の距離を条例規則中に定め、事業計画書に添付する「生活環境影響調査結果書」の内容によりその範囲を拡大できる規定とすることを予定し、また、関係住民については、関係地域内の骨子案に規定する各定義に該当する者としています。 これらのことから、今回制定しようとする条例は、今回の司法判断に沿った内容になっているものと考えています。
4	第二章	7 事前相談票	新旧比較表を見ると、現行制度では事前相談票と事業計画事前協議書は要綱外の手続の中で処置されているが、新制度では、正式に手続として取り扱われるのか。	1	新制度では、手続に関することは条例の中で規定したいと考えています。
5	第二章	7 事前相談票	従来、事前相談と事前協議があったが、新制度のステップでは事前相談のみに見直しされているが、簡素化のためだけに統合されたのか。これまでの事前	1	現行手続の運用の中で、事業計画事前協議書と指導要綱による事業計画書については、手続は分かれているものの、同じ書類を2度提出してもらっている

No	項目		提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
			協議は、どのように事前相談に反映されているのか。		状況であり、重複した手続となっていました。この重複状態を改善するため、条例化にあたり、手続を統合することを検討しています。なお、手続は統合されるものの、審査に必要な期間については、現行手続から大きく変化はないものと考えています。
6	第二章	8 事業計画書	市長は、事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。）を正確なものとするため必要があると認めるとき～」との記載になっているが、市長の個人的なレベルで、必要があるか否かを判断されるのか。基準的なものを設けなければ正確なものの要求レベルが不明確であり、市民としても、どこまで姫路市行政が廃棄物処理施設設置時の安全性をとってもらえるのかわからない。	1	これまでの指導要綱による運用の中でも記載事項等の修正を求めていましたが、当該規定はそのことを明文化したものとなります。基本的には、事業計画書及び添付書類の記載事項や書類等に誤り、不足等がある場合に修正の指示を行うこととなりますが、その具体的な内容については、設置等しようとする廃棄物処理施設等の種類、内容等により、自ずと求める内容が違ってくものと考えています。なお、内容によっては、調整委員に意見を聴取した上で判断することも考えられます。
7	第二章	8 事業計画書	事業計画書が提出された際、関係住民と内容の精査を行い、住民からの意見も取り入れるような仕組みを構築されたい。	2	関係住民は、説明会への参加や意見書の提出により、事業計画書や周知計画書の内容に意見を述べることができます。
8	第三章	12 周知計画書	事業計画者は、事業計画書の提出を行ったときは、関係住民や関係地域の範囲、説明会に関する事項等を記載した周知計画書を市長に提出しなければならない。」とあるが、事業者が関係住民や関係地域の範囲を勝手に決められるのか。住民からの意見や関係者である事が言えないのはなぜか。業者の一方的に優位な条例案になっていると思う。住民からの関係住民範囲の意見を反映する内容を含めてもらいたい。	1	関係地域については、廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域と定義しています。この点を客観化させるため、事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付することとしています。また、事業計画者による関係地域等の設定については、意見書の内容の対象となるため、その中で意見を述べることができ、それに対する見解が十分でない場合は、条例手続のやり直しを指示することとなります。なお、今回制定しようとする条例は、事業計画者又は関係住民のどちらか一方にとって不利又は有利に作用するものではなく、双方が手続を効果的に活用することで、生活環境の保全とより良い関係の構築を期待するものです。

No	項目		提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
9	第三章	12 周知計画書	事業者より提出された周知計画を、市長は修正指示ができるかとあるが、周知計画の内容について、市長は基準（ガイドライン）を持っているのか。そうであれば事前に公表してほしい。	1	<p>基本的には、周知計画書に記載された事項が、事業計画の周知を行うために不十分な内容である場合及び添付書類について誤り、不足等がある場合に、周知計画の修正の指示を行うこととなりますが、その詳細は、設置等をしようとする廃棄物処理施設等の種類、内容等により、自ずと変わってくるものと考えています。</p> <p>しかしながら、組織としての対応力強化や予見可能性の増強、さらには円滑な条例の運用を図るため、条文の解釈やその運用についてある程度明確にしておく必要があると考えています。</p> <p>このことから、条文の解釈やその運用等について示した解釈運用基準等の策定及びその公表について検討します。</p>
10	第三章	12 周知計画書	周知計画書が提出された際、関係住民と内容の精査を行い、住民の意見も取り入れた計画書となるよう修正指示を行う事とされたい。	1	No7をご参照ください。
11	第三章	14 説明会の開催	<p>事業計画書、周知計画書の必要な修正等が実施され、市長が可として通知してから、説明会を開催することになる。事業計画も周知計画も行政からの指導は終了し、了承を受けた状態であり、住民からの意見や要求が反映されない段階である。</p> <p>事業計画書や周知計画書が固まるまでに、説明会も開催し、住民と協議した内容も反映できるよう修正されたい。</p> <p>また、市も事業計画書が出るまでに、事前相談の有無について周知すべきである。</p>	3	<p>今回制定しようとする条例は、事業計画者と関係住民の間の合意形成に寄与することを目的としているもので、双方が条例手続を効果的に活用することで生活環境の保全とより良い関係の構築を期待し各種手続を設けています。</p> <p>その中で、条例の目的の観点から考えると、事業計画者が事業計画について関係住民の理解を得て合意形成を図るためには、施設の設置により周辺地域の生活環境にどのような影響が考えられ、そのためにどのような対策を講じるかが重要となり、それを明らかにするため、生活環境影響調査結果書の添付を求めるとしてしています。</p> <p>これらのことから、説明会は事業計画書の提出後に行うのが妥当であると考えています。</p> <p>なお、条例の規定に基づく審査は、法の規定による許可の基準全てに適合しているか否かを判断するものではなく、許可申請が行われた場合に許可することを確約するものではありません。</p>

No	項目		提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
					また、事前相談票が提出された際には、インターネット上でその旨を公表し周知を図ることとしています。
12	第三章	14 説明会の開催	説明会の開催は、あらかじめ相当な期間を置いて、関係住民に広告しないといけないとの記載があるが、具体的にどのくらいの期間なのか。なぜ、この期間を記載しないのか。日数を明記されたい。	1	設置等をしようとする廃棄物処理施設等の種類、内容等により、関係住民や関係地域の範囲が変わってくることから、説明会に関する広告等についても、自ずと必要となる期間が違って来るものと考えています。 なお、ここでいう「相当な期間」とは「説明会の開催等の周知にかかる妥当な期間」を指すものであって、単に「長い期間」を指すものではありません。
13	第三章	14 説明会の開催	必要があると市長が認める場合、市職員の立ち合いができるかとあるが、立ち合いを必要となるのはどのような場合か。 また、必ず立ち合わせるようにしてほしい。 関係住民への周知が、どの様になされたかは、重要なポイントになる。	2	説明会への立会の規定は、説明会の履行を確認する場合などに、市が事業計画者の許可を得るまでもなく立会うことを規定したものです。説明会は事業計画者が主催するものなので、職員の立会の目的はあくまでも開催状況の把握であり、事業内容に関する説明及び回答を行うものではありません。ただし、説明会の参加者は条例の制度について知識がない場合も考えられるので、条例に対する参加者の理解を深めるため、職員が条例の仕組み等について説明することは考えられます。
14	第三章	14 説明会の開催	説明会に関して、開催回数や定足数等の成立条件を設定されたい。	5	説明会の成立条件を規定する予定はありません。 事業計画者による周知行為に落ち度がなく、また、期日や会場等の設定も関係住民が参加しやすいよう地域の実情等を踏まえて行われたと認められるときにまで、成立条件を満足しないため説明会を不成立と判断すれば、手続を適正に履行した事業計画者の利益を著しく損なうおそれがあると考えられるからです。
15	第三章	14 説明会の開催	説明会の開催の中で、事業計画者は相当な広告期間を置いて、必要により市職員を立ち合せ説明会を開催しなければならないとあるが、説明会が済めば関係住民の同意は不要なのか。関係住民の同意があれば問題ないが、同意がないのに次に進めば必ず反対運動が起こり、紛争になるのは目に見えている。説	2	同意書の有無をもって許可・不許可の審査をすることは、廃棄物処理法や自動車リサイクル法の範囲内を超えるものであることから、地元同意の義務付けは法的に困難であると考えます。

No	項目	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
		明会の開催の項目の中に、関係地域、住民の同意を得ることという項目を設ける必要がある。		
16	第三章 15 実施状況の報告等	説明会の実施状況の報告について、事業計画者の都合の良いものとならないよう、関係住民からも報告書を提出させたり、提出前に関係住民に同意を得るようにさせたりするべきである。	4	説明会等の報告書については、意見書の対象になります。また、手続終了の判断の際にも、必要に応じて関係住民に対し意見書等の提出を求めることができるようにしています。また、縦覧・閲覧の対象資料として取り扱うことができるよう配慮します。
17	第四章 17 見解書の提出等	意見書の提出は、市長経由で事業計画者へ提出されるようになっており、その見解書も事業計画者から市長へ提出される。しかし、関係住民からの意見書に対する周知は事業計画者が行うとあるが、市長あるいは姫路市が周知を行わないのか。 意見書や見解書は市長経由となっているが、周知は事業計画者と住民間となっており、行政からの説明はなく、住民対事業計画者の紛争構図になっている。行政からの説明を明記されたい。	1	意見書は事業計画者に対し提出され、また、意見に対する見解を作成するのは事業計画者であるため、基本的には見解の周知や説明も事業計画者が行うものであると考えています。 なお、意見書の提出を市長を経由することとしたのは、市が意見書の提出状況を確認できないこと、形式的に不備がある意見書の修正指示をする必要があるからです。
18	第四章 18 事業計画者の見解に対する意見書の提出等	STEP4の合意形成のところは1回目、2回目と書いてあるが、手続の適正化及び紛争をなくす為には、基本的に双方納得するまでは、意見書－見解書のやりとりを続けるべきである。ここにわざわざ1回目、2回目と言う言葉を入れると、双方納得しない場合でもたったのやりとりを2回しただけで、合意出来ないという判断で次に進んでしまう恐れがある。	1	合理的な回数を定めなければ、手続上、関係住民と事業計画者に過度な負担となることや手続の終結点が明確にならないことなどから、2回まで行うこととしています。 さらに、手続終了の段階で、事業計画者の取り組みは十分であるが合意の形成が図られていないと判断された場合は、意見調整の手続において、合意の形成を図る機会を設けています。
19	第五章 19 合意の形成の判断等	市長による判断の種類で「三」は全く住民、地域を無視したものである。住民との合意形成が図られていなくても、手続終了という形で終わらせることを条例化することで、法的根拠を持たせたいだけなのではないか。事業計画者の十分な対応とは何なのか。なぜ合意が得られないのか。行政として市民目線で考えるべき。	7	この条例は、合意の形成に寄与することを目的の一つとしていますが、すべての関係住民の合意を得ることを手続上の終結点とはしていません。これは、この条例が廃棄物処理施設等の設置等を行わせないためのものではなく、合意を得ていないことをもって手続を終了しないとすれば、手続を適正に履行した事業計画者の利益を著しく損なうおそれがあると考えられるからです。 しかしながら、法手続が行われた場合の審査において、市はこの条例手続の過程において明らかとなっ

No	項目	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
				た関係住民の生活環境の保全上の意見や事業計画者の見解等を踏まえ、許可基準に照らして判断することになりますので、条例手続の進捗または終了をもって許可することを確認するものではありません。
20	第五章	19 合意の形成の判断等	1	No19をご参照ください。
21	第五章	19 合意の形成の判断等	3	<p>STEP5手続終了の項について 市長による判断の種類に、「事業計画者の対応が不十分であり合意形成が図られていない→計画中止」を追加する。</p> <p>住民側には、調整等合意形成が図られなかった場合でも、手続の終了判断がなされることになっている。しかし、事業計画者の不誠実な対応の場合でも、再指導が繰り返され手続は進む条例になっている。住民サイドからの目線として、再指導が繰り返される場合、手続は不受理もしくは却下として終了する判断を明記されたい。</p> <p>廃棄物処理施設等の設置等が生活環境に影響を与えないか不安をもたれる場合がありますが、循環型社会の構築のためには、廃棄物のリサイクル及び適正処理が行われることは不可欠です。また、廃棄物処理施設等の設置等にかかる許可基準は法律で定められており、条例で設置等を制限することはできないとされています。こうした状況を踏まえ、廃棄物処理施設等の設置等にあたり、事業計画者が適正な手続を実施し、生活環境保全上の観点からの合意形成が図られることを目的として条例の制定を目指すものであり、ご意見の趣旨は、条例の運用にあたり参考とさせていただきます。</p>
22	第五章	19 合意の形成の判断等	1	<p>STEP4の合意形成のところに1回目、2回目と記載されているが、事業計画者と関係住民が納得しない場合でも2回だけの意見書の提出で合意したと判断されるのか。</p> <p>意見書、見解書のやり取りについては、No18をご参照ください。手続終了時の判断については、意見書や見解書だけでなく、説明会の実施報告書や判断に際し関係住民や事業計画者に求めた資料をもとに、総合的に判断することとなります。</p>
23	第五章	19 合意の形成の判断等	1	周知状況については、説明会への立会や意見書の内容により把握できるものと考えています。
24	第五章	22 意見の調整の終結	1	意見の調整は、当該手続に対する事業計画者の対応が十分と認められる場合に終結します。したがって、事業計画者対応が不十分と判断される場合は、意見の調整の手続は終了しないこととなります。

No	項目		提出された市民意見(要旨)	件数	市の考え方
			ない。通常、調整委員の意見を聞いた結果、事業計画者の意見に不備があり、市長の判断に誤りがあれば、手続やり直しとなるケースもありうるのではないか。この書き方では、意見調整するけど、形式だけで先に進むと言っているとした読み取れない。		また、意見の調整の結果、事業計画が大幅に変化する場合は、事業計画の変更届出が必要となり、再度説明会等の周知手続が行われる場合もあります。
25	第五章	22 意見の調整の終結	意見の調整の終結について、事業計画者の対応が十分と認めるのは、説明や調整の頻度のみでもって判断となるのか。何を以て判断するのか明記されたい。住民側には、生活環境の保全上の見地からの意見のみに明記されているが、事業計画者側の十分と認める要素の記載がないため、不公平である。(住民のみ意見等を環境保全上に限定されている)	1	意見の調整への対応など、意見の調整の手続が適正に行われている場合に、意見の調整の終結の判断を行うこととなりますが、その判断は、設置等をしようとする廃棄物処理施設等の種類、内容等により、自ずと違ってくるものと考えています。その中で、事業計画者対応が不十分と判断される場合は、意見の調整の手続は終了しないこととなります。
26	第六章	24 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員	調整委員の構成の基準、人数等について説明されたい。	3	廃棄物処理施設等の設置等が地域の生活環境の保全上及ぼす影響の予測や施設に対する技術的な助言に高度な専門的知識が必要であることから、委員には各分野の学識経験者に委嘱することを検討しています。 なお、人数については、具体的な検討はしていませんが、上限を定める予定はありません。
27	その他	その他	市長に決定権があるようになっているが、問題が起きた時の責任の所在を姫路市にも持ってもらう為、市長、市議会、住民代表が話合う機会を作るべきである。	1	事業に伴う諸問題については、一義的には事業計画者に責任があるものと考えています。 なお、廃棄物に関する様々なご意見・ご要望は担当部署において常時対応しています。
28	その他	その他	市長、職員は業者側でなく住民の立場において考えるよう、態度を明確化するべきである。	1	今回制定しようとする条例は、事業計画者又は関係住民のどちらか一方にとって不利又は有利に作用するものではなく、双方が手続を効果的に活用することで、生活環境の保全とより良い関係の構築を期待するものです。
29	その他	その他	事業者の資質を問うべきだ。具体的に過去の業績、規模、財務状況等で責任能力の無い業者には、最初の段階で不適切とするべきだ。	1	欠格要件や事業計画者の経営状況等の審査は、廃棄物処理法や自動車リサイクル法による手続において審査する事項であるため、本条例で取り扱う事項とはしていません。 また、両法による手続の中で、事業計画者が許可要件を満足しないことが判明した場合は、当該申請を

No	項目		提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
					不許可とすれば足りるのであり、最初の段階で申請自体を排除することは妥当ではないと考えています。
30	その他	その他	水・空気・土地の保全をもっと大切に考えるべきである。	1	今回制定しようとする条例の目的の一つに生活環境の保全への寄与を掲げています。手続の過程において関係者間で事業計画に関する情報を共有し、それをもとに合意形成を図っていくことで、生活環境の保全に繋がるものと考えています。
31	その他	その他	全体的に市長が判断して、やり直したり修正を指導したり、許可するような明記が多いが、適正な判断ができるよう、基準を設けなければならない。	2	組織としての対応力強化や予見可能性の増強、さらには円滑な条例の運用を図るため、条文の解釈やその運用についてある程度明確にしておく必要があると考えています。このことから、条文の解釈やその運用等について示した解釈運用基準等の策定及びその公表について検討します。
32	その他	その他	建設後の展開検査において、事業者のみで実施するのではなく、行政及び関係地域住民の代表者による検査実施の義務付けを規定の中に入れてもらうことを願う。	1	ご提案いただいた件については、廃棄物処理法に関する事項であるため、法解釈に係るご意見として承ります。
33	その他	その他	申請者からの申請内容が正統なものである限り承認は可とする。但し、申請内容（事業計画書、周知計画書）を違えた場合は即時申請却下を行う。	2	条例手続中、事前相談票、事業計画書及び周知計画書を正確なものにする必要があると認める場合は修正の指示をすることを規定しています。なお、最終的な許可・不許可の判断については条例手続後の廃棄物処理法や自動車リサイクル法に基づく申請の際に行うこととなりますが、当該申請が形式上の要件に適合しない場合については、行政手続法の規定に基づき、当該申請の補正を求め、又は許可等を拒否することとなります。
34	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て部分は平地は現状の高さまで、山や斜め部は下より3分の1くらいまでとするとかの決め事をしておく。 ・民家から最低10kmは離してもらいたい。 ・廃棄物処理施設より直径3km以内に各種学校、学校関連施設（特に給食センター等）及び公共施設 	3	廃棄物処理施設等の設置等にかかる許可基準は法律で定められており、条例で建設を制限することはできないとされています。

No	項目		提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
			<p>が無い事。 ・廃棄物処理施設より直線3km以内に観光施設等美観を損なう物が無い事。</p>		
35	その他	その他	<p>廃棄物問題は、人類全体の問題である。 民間の廃棄物処理業者に任せず、行政が責任をもって取り組むべきと考える。 また、民間事業活動者には、産業廃棄物の完全分別への啓蒙活動を、行政が徹底して周知すべきと考える。 将来的に全ての廃棄物の処理は、行政の仕事として取り組むべきである。</p>	2	<p>当該意見は、廃棄物行政のあり方に関する事項であるため、ご提案いただいた件については、今後の廃棄物行政の運営に係るご意見として承ります。</p>
36	その他	その他	<p>指導等を受けている業者は不可。</p>	1	<p>条例手続後の廃棄物処理法や自動車リサイクル法に基づく申請の際に、許可基準を満足するかどうかについて確認し、許可・不許可の判断を行うこととなります。それゆえ、条例手続の際に申請者の適格性について判断することはありません。</p>
37	その他	—その他	<p>市長は何をもって判断をするのか。 どうしてそこに住んでいる住民に判断して意見する権利が与えられないのか、理解できない。 今のままだと結局、市は業者の意見だけに耳を傾け、そこで生活をしている住民の声には耳を傾けないという事であろう。 市の代表である市長が市民の声を聞かずに判断し、各地で問題になっているように結果として税金を投入しなければいけなくなった時、市民は納得すると思うか。 もっと市民に寄り添う市政であって欲しいと思う。</p>	1	<p>今回制定しようとする条例は、事業計画者と関係住民の間の合意形成に寄与することを目的としているもので、双方が条例手続を効果的に活用することでの生活環境の保全とより良い関係の構築を期待し各種手続を設けています。 具体的には、説明会の開催や意見書と見解書のやり取りを設けています。また、手続の終了の判断のため必要な場合は、関係住民に対し意見書等の提出を求めることができるようにしていると同時に、市長は条例の施行に関し、関係住民に必要な指導又は助言をおこなうこととしているため、この条例は関係住民等の立場に配慮した条例であると考えております。</p>
38	その他	その他	<p>指導要綱を条例とされることはとても大事な事である。十分に検討して頂きたい。</p>	1	<p>ご理解いただきありがとうございます。</p>

環境審議会の答申について

「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」の条例化の検討にあたり、平成26年2月24日に諮問していた、「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例（仮称）のあり方について」に関し、姫路市環境審議会から平成26年8月27日に答申があった。

答申の概要

1 条例制定の必要性について

指導要綱に基づく取り組みを踏まえつつ、廃棄物処理施設等の設置手続の実効性や透明性、公平性を確保すること、また、その手続の中で、事業計画者、住民、行政が、それぞれの立場に応じた役割を担い、円滑に合意形成が図られるようにすることを目指すため、指導要綱の条例化及び手続内容の充実を図る必要がある。

2 条例化の主な論点

- (1) 関係住民、関係地域の考え方について
 - ・ 関係住民及び関係地域の定義を明記するべきである。加えて、関係地域の定義について、施設ごとに一定の距離を定める方法の導入についても検討するべきである。
 - ・ 関係住民や関係地域の該当性判断に客観性を持たせるため、生活環境影響調査結果書を添付させるべきである。
- (2) 意見書等のやり取りについて
 - ・ 提出される意見書に対し、事業計画者が見解を示す必要があることを明文化するべきである。
- (3) 手続の終了について
 - ・ 事業計画者が示した見解に対し、再度意見書を提出できる制度とするべきである。
- (4) 意見の調整について
 - ・ 「（仮称）姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子（案）」をもとに、手続の終了に関する規定について導入するべきである。
- (5) 意見の調整について
 - ・ 3回目の合意形成の場として、市による手続の終了の判断の後に、意見の調整の場を設けるべきである。
 - ・ 意見の調整にあたっては、市は、意見交換の場を設定するとともに、論点整理や助言を行う役割を担うことが望ましい。
- (5) 専門家について
 - ・ 条例中に専門家に関する規定を設けるべきである。なお、専門家は各分野の学識経験者に委嘱することが望ましい。
- (6) その他
 - ア 許可の取扱いについて
 - イ 手続の進捗情報の公表について
 - ウ 条例の検討と必要な措置の実施について
 - エ 条例の解釈運用基準等の策定について
 - オ 説明会の実施に関する方針等の策定について

答 申 書

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の
適正化等に関する条例(仮称)のあり方について

平成26年 8月27日

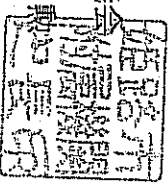
姫路市環境審議会

平成26年(2014年)8月27日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市環境審議

会長 中瀬



姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する
条例(仮称)のあり方について(答申)

平成26年2月24日本審議会に諮問された 諮問第1号「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例(仮称)のあり方について」に関し、慎重に審議を重ね結論を得たので次のとおり答申する。

1 条例制定の必要性について

廃棄物処理施設等は、循環型社会の形成を図る上で欠かせないものであるが、近隣の住民にとつては、不要なもの、迷惑なものとして捉えられる傾向にある。そのため、施設設置にあたっては、関係住民の不安を取り除き、十分な理解を得ることにより、事業計画者と関係住民や関係地域との間に良好な関係が構築されることが重要となる。

しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）上での住民の関与については、廃棄物処理施設の設置手続に関する規定の中で、設置や維持管理に関する計画の縦覧及び利害関係者の意見書提出が定められているものの、いずれも許可申請後の手続として規定されており、早期の計画段階で住民等の意見が反映される制度とはなっていない。

また、廃棄物処理法で縦覧の対象としている廃棄物処理施設は一定の処理施設に限定されており、多くの処理施設は、廃棄物処理法或使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）による情報公開手続は義務付けられていない。

姫路市では、廃棄物処理法又は自動車リサイクル法による許可申請の事前手続を明確にするとともに、事業計画者に対しては、施設の計画段階での情報公開を義務付け、関係住民の意見表明を行う機会を設けること等により、関係地域との合意形成を図り、施設設置に係る紛争の発生を未然に防止し、地域における生活環境の保全に資することを目的に、平成18年3月に「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）」を制定し、運用しているが、要綱という形式は法的には強制力のない行政指導でしかなく、手続の実施を相手方の任意協力のみ委ねている状態であることや、運用面にバラツキがあるなど、形式面や運用面、内容面等で検討すべき点や課題等が生じている。

そこで、これまでの指導要綱に基づき取り組みを踏まえつつ、廃棄物処理施設等の設置手続の実効性や透明性、公平性を確保すること、また、その手続の中で、事業計画者、住民、行政が、それぞれの立場に応じた役割を担い、円滑に合意形成が図られるようにすることを旨すため、指導要綱の条例化及び手続内容の充実を図る必要がある。

2 条例化の主な論点

(1) 関係住民、関係地域の考え方について

ア 現状と課題

指導要綱では、関係住民は「廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境

に著しい影響を受けると認められる者」と、関係地域は「関係住民が居住する地域」と定義されているのみで、関係住民に関する具体的な明文規定や、生活環境に著しい影響を受けるといふ文言の明確な判断基準は存在していない。

実際の運用においては、時勢や職員の経験等に依存している部分が大きく、また事業計画者や住民にとっても理解しづらいものとなっている。

イ 今後の方向性

関係住民及び関係地域の定義は、これまでの指導要綱の運用や他行政の状況を踏まえ、定義を明記すべきである。加えて、関係地域の定義について、施設ごとに一定の距離を定める方法の導入についても検討するべきである。

また、関係住民や関係地域の該当性判断に客観性を持たせるため、生活環境影響調査結果書を添付させ、当該調査により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域については、関係地域に該当するものとして取り扱うべきである。

地域の環境保全に係る紛争は、廃棄物処理施設等の設置等に伴い発生する公害事象とその影響を防止する措置を巡るものであることから考えると、事業計画者は、処理施設等の設置等に伴い発生する影響について根拠を持って説明する必要がある。また、生活環境影響調査結果書はその根拠となりうるものである。また、関係住民等が意見書等を提出する前提資料としても必要なものもある。

さらに、平成26年7月29日に最高裁判所で産業廃棄物最終処分場に対する生活環境影響調査の対象地域内の住民に裁判を起す資格（原告適格）があるとの判断が示されたことから、生活環境影響調査結果書の添付を求めることは司法判断とも軌を一にするものである。

(2) 意見書等のやり取りについて

ア 現状と課題

指導要綱では、関係住民は事業計画書の内容に対する地域における生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができるが、意見書に対する見解は、市に提出する説明会等実施状況報告書の中で示すだけで、意見書提出者に直接見解を示すことは必要とされていない。現在は意見書提出者に見解を示すよう行政指導により求めている状況である。加えて、事業者が示した見解に対して再度意見書を提出できる仕組みにはなっていない。

イ 今後の方向性

提出される意見書に対し、事業計画者が関係住民に対し見解を示す必

要があることを明文化するべきである。

また、事業計画者が示した見解に対し、再度意見書を提出できる制度とするべきである。加えて、関係住民と事業計画者の負担や手続の終結点の明確化の観点から、意見書と見解書に係る手続については、合理的な回数を定める必要がある。

(3) 手続の終了について

ア 現状と課題

指導要綱では、手続の終了に関する明文規定はなく、運用として市から手続の終了の通知を发出している。但し、どのような場合に手続の終了となるかについての内規等はなく、時勢や職員の経験等により個別事案ごとに判断している状況である。この状況は、組織としての対応ができていないという点で、市にとって望ましい状態ではなく、また事業計画者や関係住民等にとっても、予見可能性が低いということになり望ましいものではない。

イ 今後の方向性

手続の終了に関する規定について、(仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)に示されている考え方については、指導要綱の考え方やこれまでの運用をベースにしたものと評価できる。については、当該骨子案をもとに、手続の終了に関する規定について導入するべきである。その際、よりわかりやすい手続とするため、通知の发出等のこれまで明記していなかった手続についても明記するべきである。

また、市の組織力や予見可能性の向上という観点から、運用基準を作成するとともに、市のホームページ上等で公表するべきである。

加えて、市の判断に対する救済措置として、手続の終了に係る市の判断に対する異議申立て制度についても採用する方向で検討するべきである。その際、事業計画者や関係住民に対し過度な負担とならないような制度とすることが望ましい。

(4) 意見の調整について

ア 現状と課題

指導要綱では、事業計画者と関係住民の合意形成の機会として、説明会の開催と意見書の提出という2回の機会が設けられているが、これらの機会以後については、何の機会も設けられおらず、当事者間の自主的な対応に委ねられている。

説明会の開催と意見書の提出という2回の機会のみでは、事業計画者と関係住民の間の合意形成を図ることができない場合が想定される。ま

た、事業計画者と関係住民の専門的、技術的な知識の差などから、議論が感情的になることも想定されうるが、その際には、対立構造となりがちな事業計画者と関係住民の間に立ち、議論を仲介する者の役割が必要となってくる。

イ 今後の方向性

3 回目の合意形成の場として、市による手続の終了の判断の後に、意見の調整の場を設けるべきである。なお、(仮称) 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案) に示されている意見の調整規定については、事業計画者及び関係住民の合意形成に寄与できるものとして評価できる。

また、意見の調整にあたっては、事業計画者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業計画者及び関係住民による会議の開催等により合意の形成を促すため、市は、意見交換の場を設定するとともに、論点整理や助言を行う役割を担うことが望ましい。

(5) 専門家について

ア 現状及び課題

指導要綱では、専門家に関する規定はない。必要があれば、意見聴取をしているが、当該専門家の立場や当該意見の取扱いについては不明確な状態となっている。

しかし、廃棄物処理施設等の設置等が地域の生活環境の保全上及び必ず影響の予測や施設に対する技術的助言等に高度な専門的知識を要する場合があることから、専門家への意見聴取は必要なことであり、その取扱い等を明確化するためにも、専門家に関する規定は必要である。

イ 今後の方向性

条例中に専門家に関する規定を設けるべきである。なお、専門家の選定に当たっては、廃棄物処理施設等の設置等が地域の生活環境の保全上及び必ず影響の予測や施設に対する技術的助言等に高度な専門的知識が必要であることから、専門家には各分野の学識経験者に委嘱することが望ましい。

(6) その他

前述した(1)から(5)までのほか、以下の点について検討するべきである。
ア 許可の取扱いについて

条例の目的を達成するためには、廃棄物処理法や自動車リサイクル法による手続を行う前に条例手続を担保する必要があるが、これらの法には、あらかじめこの条例に規定するような手続を実施する旨の規定が存在しないため、事業計画者は条例の規定の有無にかかわらず法手続を行

う権利を有していることとなる。

このことから、他行政の状況を踏まえ、法手続の前の条例手続実施を
実質的に有効なものとするための規定の導入を検討するべきである。

イ 手続の進捗情報の公表について

関係住民等の条例手続への積極的な参加を促すためには、事業計画の
内容やその手続の進捗状況について、容易な手段で知ることができる環
境が必要となる。

このことから、関係住民等が条例手続の進捗状況を把握できる状態と
するため、条例に規定する手続とそれが行われた日付や概要等について、
市が開設するインターネットのホームページ等へ公表するべきである。

ウ 条例の検討と必要な措置の実施について

今回制定しようとする条例の仕組みは合理的なものと考えられるが、
社会情勢の変化や技術の進歩等により、新たな課題が生じてくることは
十分予想される。また、廃棄物処理法や自動車リサイクル法については、
一定期間が経過した後に、その施行状況を勘案し、必要に応じ検討を加
え、その結果に基づき必要な措置を加えることを求めている。

このことから、今回制定しようとする条例についても、制定後一定期
間が経過した後に、その施行状況を勘案し、必要に応じ検討を加え、そ
の結果に基づき必要な措置を加えることが望ましい。

エ 条例の解釈運用基準等の策定について

これまでの職員個人の経験や時勢に頼った規定の運用を脱却し、組織
としての対応力強化や予見可能性の増強、さらには円滑な条例の運用を
図るためには、条文の解釈やその運用について明確にしておく必要があ
る。

このことから、条例の運用の一助となるよう、条文の解釈やその運用
等について示した解釈運用基準等の策定及びその公表について検討する
べきである。

オ 説明会の実施に関する方針等の策定について

事業計画者と関係住民が事業計画に関する情報を共有し、相互理解を
深めるためには、事業計画者は、事業計画の内容、関係地域の生活環境
に及ぼす影響及び対策等について、関係住民にわかりやすく説明すると
ともに、関係住民は、説明会に積極的に参加し、事業計画に不明確な点
がある場合には、事業計画者に説明を求めることが必要となる。

このことから、市は、事業計画者及び関係住民の参考となるよう、説
明会に関係する者の基本的姿勢、取り組み事項等を示した方針等の策定
を検討するべきである。

審議経過

平成26年2月24日

諮問第1号により姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例(仮称)のあり方について、姫路市長から諮問を受ける。

足立 昌子、家永 善文、石井 修、岩成 孝、川崎 志保、杉江 他曾宏、西村 正喜、福永 貞平、藤田 美知枝 の各委員をもって廃棄物条例委員会を設置し、審議を付託。

西村 正喜委員を廃棄物条例委員会委員長に選任。

平成26年2月24日

廃棄物条例委員会を開催し、諮問事項を審議。

平成26年4月23日

廃棄物条例委員会を開催し、諮問事項を審議。

平成26年8月19日

廃棄物条例委員会を開催し、諮問事項を審議。

平成26年8月27日

審議会を開催し、廃棄物条例委員会報告を踏まえて審議。

平成26年8月27日

諮問第1号の姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例(仮称)のあり方について答申。

姫路市環境審議会名簿

会長	中瀬 勲	兵庫県立大学名誉教授
副会長	藤井 正隆	姫路商工会議所常議員
委員	足立 昌子	神戸薬科大学理事
委員	家永 善文	元姫路科学館館長
委員	石井 修	姫路経営者協会副会長 (～平成26年5月28日)
委員	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会会長
委員	岩成 孝	姫路市連合自治会会長
委員	浦上 文男	姫路薬剤師会会長
委員	小河 晶子	近大姫路大学教授
委員	川崎 志保	兵庫県弁護士会姫路支部
委員	桐野 太一	連合兵庫姫路地域協議会副議長
委員	杉江 他曾宏	兵庫県立大学特任教授
委員	通山 由美	姫路獨協大学教授
委員	中澤 卓生	姫路市漁業協同組合代表理事組合長
委員	西村 正喜	姫路獨協大学准教授
委員	福永 寅平	公益社団法人姫路青年会議所理事長
委員	藤田 美知枝	近大姫路大学教授
委員	寶角 幸彦	姫路経営者協会副会長 (平成26年5月29日～)
委員	山村 充	兵庫県立大学教授
委員	山本 一郎	一般社団法人姫路市医師会副会長

(五十音順・敬称略)

(仮称) 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の
適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子 (案)

目次

第一章 総則	1
1 目的	
2 定義	
3 市の責務	
4 事業計画者及び関係住民の責務	
5 条例手続の時期	
6 許可の取扱い	
第二章 事前相談票及び事業計画書	3
7 事前相談票	
8 事業計画書	
9 事業計画の変更	
10 事業計画の廃止	
11 事業計画の公表	
第三章 事業計画の周知	5
12 周知計画書	
13 周知計画の変更	
14 説明会の開催	
15 実施状況の報告等	
第四章 合意の形成	6
16 意見書の提出	
17 見解書の提出等	
18 事業計画者の見解に対する意見書の提出等	
第五章 手続の終了	6
19 合意の形成の判断等	
20 異議の申立て	
21 意見の調整	
22 意見の調整の終結	
23 終了の通知等	
第六章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員	9
24 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員	
第七章 雑則	9
25 報告の徴収	
26 進捗状況等の公表	
27 勧告及び公表	
28 指導及び助言	
29 協力の依頼	
30 適用除外	
31 規則への委任	
附則	10

手続フロー図

Step 1 事前相談票の提出

- 事業計画者は、事業の概要を記載した事前相談票を市長に提出します。修正がある場合は修正を指示) します。

Step 2 事業計画書・周知計画書の提出

- 事業計画者は、事業の目的、施設の設置場所、処理を行う廃棄物の種類、施設の処理能力や書や構には、造等、施設を記載し設置する(生活環境に及ぼす影響について)の事業調査の結果、を記載した書類(生活環境影響調査の結果書)を添付します。
- 事業計画者は、事業計画書の提出を併せて、説明会の開催予定や事業計画書の縦覧方法等を記載し周知計画書の提出について指導・審査を行い、審査結果を通知(修正がある場合は修正を指示) します。

Step 3 事業計画の周知

- 市長及び事業計画者は、事業計画を縦覧又は閲覧させます。ともに、関係住民及び事業計画者は、周知計画に従って事業計画を広告するとともに、関係住民及び関係地域に対して、説明会を開催します。
- 説明会の終了後、事業計画者は、説明会の実施状況報告書を市長に提出します。

Step 4 合意形成

- 事業計画に対して生活環境の保全上の意見を有する者は、市長を経由して意見書を提出する者が、意見書に対する見解書を作成し、その見解書を周知するとともに、事業計画に報告し生活環境の保全上の意見を有する者は、事業計画者の見解書に対して意見書を作成し、その見解書を周知する。また、市長に報告します。
- 意見書を作成し、その見解書を周知する。

Step 5 手続終了

- 市長は、合意形成状況や事業計画者の手続履行状況を把握し、手続の終了について判断します。

【市長による判断の種類】

- 1 合意の形成が図られている→手続終了
- 2 事業計画者の対応が不十分であり、合意の形成が図られていない→手続やり直し
- 3 事業計画者の対応は十分だが、合意の形成が図られていない→手続終了

- 事業計画者又は関係住民は、市長の判断結果に異議がある場合は市長に異議の申立を行うことができず。市長は、調整委員及び事業計画者・関係住民の意見を聴いて、再度手続の終了について判断します。
- 事業計画者又は関係住民は、市長の判断が「3」で確定したときは、市長に意見調整の申出を行うことができます。申出により、市長は、調整委員に意見聴取するなどし、意見の調整を行い、その結果を通知します。(合意・調整打ち切り)

手続終了の通知

第一章 総則

1 目的

- (1) 廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図ること
- (2) 紛争の予防、調整を図ること
- (3) 廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成に寄与すること
- (4) 生活環境の保全に寄与すること

2 定義

次のように用語の定義を定める。

(1) 廃棄物処理施設等

- ア 法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設
- イ 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設
- ウ 自動車リサイクル法第 2 条第 13 項に規定する解体業の用に供する施設
- エ 自動車リサイクル法第 2 条第 14 項に規定する破砕業の用に供する施設
- オ 廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設（アからエまでに該当するものを除く。）

※ 「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
「自動車リサイクル法」・・・使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）

(2) 廃棄物処理施設等の設置等

次に掲げる行為の内、当該行為に関し 5(1)に規定する手続のうちいずれかの手続を要する行為

ア 廃棄物処理施設等の設置

イ 更 廃棄物処理施設等の位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類に係る変更

(3) 事業計画者

廃棄物処理施設等の設置等を行う者とする者

(4) 関係地域

廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

※ 具体的には

ア 施設の区分に応じて設定する敷地境界からの一定範囲内の地域

イ 事業計画書に添付される廃棄物処理施設等を設置することが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）により、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるとされる地域（アに該当する地域を除く。）

(5) 関係住民

ア 関係地域内に居住する者

- イ 関係地域内に存する町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- ウ 関係地域内で事業を営む者
- エ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。)が流入する関係地域内の公共用水域において、水利権を有する者
- オ 廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある者(アからエまでに該当する者を除く。)
- (6) 紛争 廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して事業計画者と関係住民との間で生ずる争い
- (7) 合意の形成 廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる関係地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業計画者と関係住民との相互理解
- (8) 意見の調整 事業計画者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業計画者及び関係住民による会議の開催等の方法により紛争の解決を図り、合意の形成を促すこと

3 市の責務

- (1) 生活環境の保全に配慮した廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業計画者の指導を行うこと
- (2) 合意の形成が図られるよう努めること
- (3) 紛争の予防に努めること
- (4) 紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整を図ること

4 事業計画者及び関係住民の責務

- (1) 事業計画者の責務
 - ア 廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、関係地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること
 - イ 関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供するよう努めること
 - ウ 手続の過程において、関係地域の生活環境の保全のために適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実に遵守しなければならないこと
- (2) 事業計画者及び関係住民の責務
 - ア 互いの立場を尊重し、合意の形成に努めること
 - イ 紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めること
 - ウ 紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めること

5 条例手続の時期

- (1) 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に係る次に掲げる手続を行うとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、条例手続を終了する旨の通知を市長から受けておかなければならない。
- ア 積替保管施設の設置を伴う一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
 - イ 一般廃棄物処分量の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
 - ウ 一般廃棄物処理施設の新規許可申請又は変更許可申請
 - エ 積替保管施設の設置を伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
 - オ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分量の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
 - カ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請又は変更許可申請
 - キ 自動車リサイクル法の解体業の新規許可申請又は変更届出
 - ク 自動車リサイクル法の破碎業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
 - ク (2) 事業計画者が条例手続を終了する旨の通知を受けた日から1年を経過した日以後に(1)各号に掲げる手続を行うときは、事業計画者が該通知を受けていないものとみなす。

6 許可の取扱い

市長は、事業計画者が正当な理由がなく条例に規定する手続をせず、法又は自動車リサイクル法に規定する許可の申請を行ったときは、当該申請に対する審査を行うにあたっては、事業計画者を、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するものとして、法又は自動車リサイクル法の規定を適用する。

第二章 事前相談票及び事業計画書

7 事前相談票

- (1) 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置場所や処理能力、処理を行う廃棄物の種類等を記載した事前相談票を作成し、市長に提出しなければならぬ。
- (2) 市長は、事前相談票を正確なものとするため必要があるときは、事前相談票の修正を指示することができる。
- (3) 市長は、指示する事項がないとき、又は指示した事項について事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知する。

8 事業計画書

- (1) 事業計画者は、7(3)による通知を受けたときは、廃棄物処理施設等の設置等の目的や場所、処理を行う廃棄物の種類、廃棄物の処理能力、構造、設備及び維持管理の計画等を記載した事業計画書を市長に提出しなければならない。
- (2) 事業計画者は、生活環境影響調査結果書を作成し、事業計画書に添付しなければならない。
- (3) 市長は、事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を正確なものとするため必要があると認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。
- (4) 市長は、(3)により指示する事項がないとき、又は(3)により指示した事項について事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知する。

9 事業計画の変更

- (1) 事業計画者は、事業計画書に記載された事項を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 8(3)及び8(4)の規定は、(1)による届出があった場合において準用する。
- (3) 市長は、(2)において準用する8(4)による通知をする場合は、事業計画者が12の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を再度実施すべきことを併せて指示する。
- (4) 事業計画者は、(3)による指示があったときは、12による周知計画書の提出の手續以降の手續を実施しなければならない。

10 事業計画の廃止

- (1) 事業計画者は、事業計画を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、(1)による届出があったときは、関係住民に対し周知する。

11 事業計画の公表

- (1) 市長は、8(4)（9(2)で準用する場合を含む。）による通知を行ったときは、その旨を公表し、条例手続きが終了するまでの間、事業計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- (2) 事業計画者は、8(4)（事業計画書に記載された事項を変更した場合を含む。）による通知があったときは、条例手続きが終了するまでの間、事業計画書の写しを事業場等に備え置き、閲覧させなければならない。この場合、事業計画者は、正当な理由なく閲覧を拒んではならない。

第三章 事業計画の周知

12 周知計画書

- (1) 事業計画者は、事業計画書の提出を行ったときは、関係住民や関係地域の範囲、説明会に関する事項等を記載した周知計画書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。
- (3) 市長は、(2)により指示する事項がないとき、又は(2)により指示した事項について事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知する。

13 周知計画の変更

- (1) 事業計画者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 12(2)及び12(3)は、(1)による届出があった場合について準用する。

14 説明会の開催

- (1) 事業計画者は、8(4)（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、9(2)において準用する8(4)）による通知及び12(3)（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、13(2)において準用する12(3)）による通知があったときは、関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。
- (2) 事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ相当な期間を置いて、関係住民に広告しなければならない。
- (3) 市長は、説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会に市職員を立ち合わせることができる。

15 実施状況の報告等

事業計画者は、説明会が終了したときは、市長にその実施状況について報告しなければならない。

第四章 合意の形成

16 意見書の提出

- (1) 事業計画について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出は、市長を経由して行わなければならない。
- (3) 市長は、意見書の送付があったときは、これを取りまとめ事業計画者に送付する。

17 見解書の提出等

- (1) 事業計画者は、意見書の送付があったときは、速やかに、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (2) 事業計画者は、見解書の提出をしたときは、速やかに関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

18 事業計画者の見解に対する意見書の提出等

- (1) 16 及び 17 は、事業計画者が 17(2)の周知を開始した場合について準用する。

※ 具体的には

- ア 事業計画画について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者の見解に対し意見書を提出することができる
- イ 見解に対する意見書の提出があった場合、事業計画者は速やかに、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出するとともに、速やかに関係住民に対し見解の周知を行わなければならない
- (2) 事業計画者は、周知を終了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第五章 手続の終了

19 合意の形成の判断等

- (1) 市長は 16(2) (18(1))において準用する場合を含む。)による意見書の送付がなかったとき、又は 18(2)による報告があったときは、15 による報告、16(1) (18(1))において準用する場合を含む。)の見解と併せて、(2)に該当するかどうかを判断し、その見解の結果を事業計画者に通知するとともに、関係住民に周知する。

- 成が図られていないと認めるときは、この条例に規定する手続に関する事業計画者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき
- (2) 市長は、(1)による判断のため必要があると認めるときは、事業計画者又は関係住民に対し、資料又は意見書の提出を求めることができる。
 - (3) 市長は、(1)による判断をしようとする場合において、24の姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員（以下「調整委員」という。）の意見を聴くことができる。
 - (4) 市長は、(1)の場合において、事業計画者に(1)イに該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるものうち最も早い段階の手続を指定する。
 - (5) 事業計画者は、(4)による指定があったときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しななければならない。ただし、20(1)（20(2)において準用する場合を含む。）による申立てがあった場合は、この限りでない。

20 異議の申立て

- (1) 19(1)（(2)において準用する場合を除く。）による判断に不服がある事業計画者又は関係住民は市長に異議を申し立てることができる。
- (2) 19の規定は、(1)による申立てがあった場合について準用する。

※ 具体的には

異議申立て後、市長は合意形成状況等について再度判断を行う。

- (3) 市長は、19(1)による19(1)ウに該当する旨の通知及び周知を行った場合において、(1)による申立てがなかったときは、その旨を事業計画者に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。

21 意見の調整

- (1) 事業計画者及び関係住民（18(1)において準用する16(1)による意見書の提出を行った者に限る。以下この項において同じ。）は、20(2)において準用する19(1)による19(1)ウに該当する旨の通知及び周知があったとき、又は20(3)による通知及び周知があったときは、意見の調整を市長に申し出ることができる。
- (2) (1)による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。
- (3) 市長は、(1)による申出があったときは、その旨を事業計画者が意見の調整の相手方としてしよとする関係住民（当該申出をした者が関係住民である場合にあつては、事業計画者）に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。
- (4) 事業計画者と事業計画者が意見の調整の相手方としてしよとする関係住民との意見の調整の結果に関し生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民は、当該意見の調整への参加を市長に申し出ることができる。
- (5) (4)の申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べることができる。
- (6) 市長は、意見の調整を行うときは、必要に応じて調整委員の意見を聴くことができる。

きる。

(7) 市長は、意見の調整を行った結果について、次のいずれかに該当するかについて判断し、その旨を事業計画者、(1)の申出をした関係住民、事業計画者が意見の相手方とした関係住民及び(4)の申出をした関係住民に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。

ア 関係住民の理解が得られたと認めるとき

イ 22の規定により意見の調整を終結するとき

22 意見の調整の終結

市長は、意見の調整の結果、これに対する事業計画者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

ア 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき

イ 関係住民が生活環境の保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき

ウ 事業計画者と関係住民の生活環境の保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき

23 終了の通知等

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業計画者に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。

ア 19(1)による19(1)アに該当する旨の通知をした場合において、20(1)による申立てがなかったとき

イ 19(1)による19(1)ウに該当する旨の通知をした場合において、20(1)による申立て及び21(1)による申出がなかったとき

ウ 20(2)において準用する19(1)による19(1)アに該当する旨の通知をしたとき

エ 20(2)において準用する19(1)による19(1)ウに該当する旨の通知をした場合において、21(1)による申出がなかったとき

オ 21(7)による判断をしたとき

第六章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員

24 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員

市は、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する重要事項について調査をさせるため、姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員を置く。

第七章 雑則

25 報告の徴収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

26 進捗状況等の公表

市長は、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

27 勧告及び公表

- (1) 市長は、事業計画者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (2) 市長は、勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、勧告内容を公表することができる。
- (3) 市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

28 指導及び助言

市長は、この条例に規定する手続に関し、事業計画者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

29 協力の依頼

市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係機関の長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

30 適用除外

他法令で合意形成が図られる廃棄物処理施設等の設置等を行う場合や生活環境の保全に影響が著しく少ない廃棄物処理施設等の設置等を行う場合は、一部の規定を適用しない。

31 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

条例の施行期日

- (1) 条例の施行期日及び従前の手続きに係る経過措置を規定する。
- (2) 条例公布時点で既に事前手続を開始している事業計画者には条例を適用しない。